

平成17年（2005年）基準 青森県鉱工業生産指数 －基準改定の概要－

平成20年6月
青森県企画政策部統計分析課

1 改定の趣旨

青森県鉱工業生産指数は、「指数の基準時は、原則として5年毎に更新することとし、西暦年の末尾が0または5の付く年とする」との統計審議会の答申に基づき、5年毎に基準改定を実施している。今回、平成17年（2005年）を新たな基準年次とするとともに、ウェイトや採用品目の見直し等を行った。

2 改定の主な内容

(1) 基準時及びウェイト基準年次の変更

指数の基準時及びウェイト算定年次を、平成12年（2000年）から17年（2005年）に変更した。指数値は、17年の平均を100.0とした比率で示される。

(2) 業種分類の一部変更（表1）

平成17年基準指数の業種分類は、原則として12年基準を踏襲しているが、一部、採用業種の変更等を行っている。平成12年基準との変更点は以下のとおりである。

- ①「非鉄金属工業」及び（「その他工業」の1系列として）「印刷業」を採用した。
- ②「新聞・出版業」（参考系列）を、経済産業省経済産業政策局調査統計部公表の「鉱工業生産・出荷・在庫指数」の業種分類に準拠し、「産業総合」（参考系列）の範囲に含めないこととした。

(3) 採用品目の見直し（表2-1、2-2）

指数採用品目は、経済産業省生産動態統計調査及び青森県工業動態統計調査から選定している。その際、業種毎に代表性等の観点から品目選定を行うとともに、品目の統合・分割などの見直しも行った。その結果、平成17年基準における指数採用品目は125となった。内訳は製造業121、鉱業1、公益事業2、新聞・出版業1である。

(4) ウェイトの見直し（表3）

業種別・品目別ウェイトに関しては、平成17年工業統計調査、経済産業省生産動態統計調査、本邦鉱業の趨勢調査の結果を基礎として、鉱工業指数の業種分類・概念に適合するように組み替えを行ったうえで算定した。また、ウェイトの算定基準としては、現行と同様、付加価値額をベースとしている。

(5) 特殊分類について（表4）

平成17年基準指数の分類の区分及び定義については、現行と同様である。

3 季節調整法について（参考）

季節調整法は、平成12年基準と同様に、米国センサス局のX-12-ARIMAを用いた。また、ARIMAモデルやオプションに関する変更等は行っていない。

4 新基準への切替え時期

平成20年4月速報公表時に、平成17年基準への切替えを行う。また、平成15年1月以降について新基準による系列を作成・公表する。